

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する工事において、最低価格の入札参加者が示した入札価格が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を下回っている場合において実施する低入札価格の調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査基準額 第4条の規定により決定した価格
- (2) 低価格入札者 調査基準額を下回る入札を行った者
- (3) 低入札価格 調査基準額を下回る入札価格
- (4) 契約事務担当課長 横手市契約規則(平成17年横手市規則第58号)第2条に規定する課長(適用対象工事)

第3条 この告示は、設計額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)が1,500万円以上の建設工事に適用することができる。

(調査基準額の決定等)

第4条 前条に規定する工事に係る契約について、契約ごとに設計額の10分の7.5以上10分の9.2以下の範囲内で調査基準額を決定するものとする。

2 前項の調査基準額は、予定価格調書に「調査基準額〇〇〇円」と記載するものとする。

(低入札価格調査機関の設置等)

第5条 低入札価格での契約履行可否を調査する機関として、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 前項の委員は、次のとおりとする。ただし、委員長が必要と認めた事項の審議に限り、その都度臨時委員として関係部長及び課長を会議に出席させることができる。

- (1) 委員長 財務部に属する事務を担任する副市長
- (2) 副委員長 建設部長
- (3) 委員 建設部各課長
- (4) 事務局員 当該低入札価格対象工事の発注担当課職員

(入札参加者への周知)

第6条 契約事務担当課長は、次のことを入札公告又は指名通知に記載して入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 調査基準額が設定されていること。
- (2) 低入札価格での入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すべきこと。
- (5) 低価格入札者は、当該入札参加条件に応じて入札書に工種別一式額の見積書及び低入札価格調査マニュアルに基づく資料を添付し、提出すること。

(入札の執行)

第7条 契約事務担当課長は、低入札価格での入札が行われた場合には、全入札者又は立会者に対して「保留」を宣言し、後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

2 契約事務担当課長は、前項で郵便入札等により立会者全員が出席していない場合は、「保留」を宣言した後、全入札者に対し後日決定する旨を文書にて通知するものとする。

3 契約事務担当課長は、電子入札システムで低入札価格での入札が行われた場合は、全入札者に入札を保留した旨通知するものとする。

4 契約事務担当課長は、前3項の入札終了後、速やかに調査委員会に調査を依頼するものとする。

(調査の実施等)

第8条 調査委員会は、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれの可否又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかの可否を具体的に判断するため、提出された資料に基づき、設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて、次の項目に留意しながらその理由を明らかにするものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 建設副産物の搬出地
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工事の特殊性等により必要と認められる事項

2 調査委員会は、前項の調査を行っても、なお疑問の残る場合は、当該低価格入札者に対して、更に次の内容を調査するものとする。

- (1) 経営状況 取引金融機関及び保証会社等への照会
- (2) 信用状態 建設業法(昭和24年法律第100号)の違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等
- (3) 市において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(調査委員会の審議)

第9条 委員長は、前条の調査結果を基に審議した結果を低入札価格調査結果表(様式第1号)により、市長に報告しなければならない。

(調査委員会の意見に基づく落札者の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により表示された委員会の結論を参考にして落札者を決定し、契約事務担当課長に通知するものとする。

2 契約事務担当課長は、前項の通知を受けたときは、落札者と決定された者に対し、様式第2号により、その旨を通知するとともにその他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

(落札結果に対する説明)

第11条 前条の規定により落札者とならなかったものは、その理由について、調査委員会から説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める者は、入札結果の公表を行った日の翌日(公表対象外のものにあつては、当該契約のあったことを知った日の翌日)から起算して7日(横手市の休日定める条例(平成17年横手市条例第2号)に定める休日を除く。以下同じ。)以内に、落札結果に対する説明請求書(様式第3号)を調査委員会に提出しなければならない。

3 調査委員会は、前項の要求書を受けた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に落札結果に対する説明書(様式第4号、以下「説明書」という。)により回答するものとする。ただし、説明を求める件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を14日以内に延長できるものとする。

(契約手続の執行)

第12条 落札結果に対する説明請求は、契約手続の執行を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市低入札価格調査制度実施要綱(平成15年横手市告示第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月1日告示第58号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第38号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第82号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第78号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月22日告示第140号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第50号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月18日告示第197号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月18日から施行し、改正後の横手市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、令和元年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の横手市低入札価格調査制度実施要綱第4条の規定は、令和元年6月1日以後に公表する建設工事について適用し、同日前に公表する建設工事については、なお従前の例による。

様式第1号(第9条関係)

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

横 手 市 長 様

横手市低入札価格調査委員会
委 員 長

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

審議した結果、次のとおりになりましたので報告します。

工 事 名	
入札年月日	
起 工 額	
予定価格A	
調査基準価格B	
B/A(%)	

低入札価格者名	入札価格 C	落札率 C/A(%)	契約の内容に適合 した履行の当否	理 由

摘 要	
--------	--

「契約の内容に適合した履行の当否」の欄には「当」又は「否」を記入すること。
「理由」の欄は上記欄に「否」と記入した場合のみ記載することとし、その理由は具体的に記入すること。

様式第2号(第10条関係)

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

御 中

横手市契約事務担当課長

落札結果について(通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

工 事 件 名
入 札 日
落 札 金 額
落 札 者 商 号
落 札 者 氏 名

※ 落札者とされなかった者で、この落札結果について説明を求める場合は、 月 日
までに横手市低入札価格調査制度実施要綱に定める様式にて提出してください。

様式第3号(第11条関係)

様式第3号(第11条関係)

落札結果に対する説明請求書

年 月 日

低入札価格調査委員会

様

1 請求者の住所氏名

住所

商号又は名称

代表者名

(電話番号)

2 対象となる工事名

3 説明を求める事項

4 その他の事項

様式第4号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

横手市低入札価格調査委員会

委員長

落札結果に対する説明書

年 月 日付けで請求があった説明を要する事項等については、下記のとおり回答
します。

記

1 工事名

2 請求事項への説明